



第11次 四街道市情報化推進計画

四街道市における情報化の未来

令和5年3月

目次

第1章 四街道市情報化推進計画の策定にあたって

| | |
|--------------------|---|
| 1. 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. 計画の位置付け | 2 |
| 3. 計画の期間 | 2 |
| 4. 計画の構成 | 2 |
| 5. 計画の実行 | 2 |
| 6. 計画の推進体制 | 3 |
| 7. 国・県における情報化施策の動向 | 4 |

第2章 基本方針

| | |
|------------------------------|---|
| 1. 基本方針の考え方 | 6 |
| 2. 4つの基本目標 | 6 |
| 3. 基本目標の体系 | 8 |
| 4. 情報セキュリティ及び個人情報の適正な取り扱いの確保 | 9 |

第3章 情報化の取り組み状況

| | |
|------------------|----|
| 1. 市民の利便性向上 | 10 |
| 2. 行政運営の効率化 | 11 |
| 3. 情報基盤等の持続化・最適化 | 12 |
| 4. 人材育成 | 13 |

資料

| | |
|---------------------------------|----|
| 四街道市の情報化の歩み（平成23年度～令和4年度） | 14 |
| 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」概要 | 17 |
| 「デジタル・ガバメント実行計画」概要 | 18 |
| 「自治体DX推進計画」概要 | 19 |

第1章 四街道市情報化推進計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、情報化技術を有効に活用し、市民の利便性向上や行政事務の効率化などを図るため、平成13年度より情報化推進計画を策定し、以降、社会情勢の変化や情報通信技術の進化に対応するため、原則2年毎に計画を見直し、様々な分野で情報化の推進に取り組んできました。

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民の生活様式や働き方等にも大きな変化が生じており、従来の行政サービスの見直しによる「行かない」「待たない」「書かない」などの便利な行政サービスの実現や新たな社会要請に対応するため、情報通信技術を活用した更なるデジタル化や社会全体の^{※1}DX（デジタル・トランスフォーメーション）が求められています。

国では、デジタル社会の構築に向けた各施策を効果的に実行していくため、地方自治体が重点的に取り組むべきデジタル化に関する事項や国による支援策等をとりまとめ、令和2年に「自治体DX推進計画」を策定しました。

本市では、このような状況を踏まえ、新たな市民ニーズやデジタル技術等の動向を把握しながら、デジタルを活用した行政サービスの提供や業務の効率化を推進するため、「第11次四街道市情報化推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

※1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）＝ICT（情報技術や通信に関連する技術等）の浸透が人々の生活をあらゆる面で、より良い方向に変化させること。

2. 計画の位置付け

本計画は、令和2年度に策定した「第10次四街道市情報化推進計画」（計画期間令和3～4年度）を引き継ぐ計画として策定し、本市の情報化を推進するための総合的な計画とします。

また、国の「官民データ活用推進基本法」第9条第3項に規定される「市町村官民データ活用推進計画」や「自治体DX推進計画」による各種要請に corres 応するため、「自治体DX全体手順書における全体方針」として位置付けるなど、関係法令との整合性を図り策定するものです。

3. 計画の期間

本計画は、国が進める施策との整合・連携を図る必要があることから、終期を「自治体DX推進計画」（計画期間：令和3年1月から令和8年3月まで）に合わせ、令和5年度から令和7年度末までの3か年を計画期間とします。

4. 計画の構成

本計画の構成は、「第10次四街道市情報化推進計画」と同様に、本市の情報化を着実に推進するための基本的な指針となる本編と、情報化の具体的な取り組みの内容や工程を示す「アクションプラン」の2部構成とします。

5. 計画の実行

本計画の「アクションプラン」で示す具体的な取り組みを計画的に実行するために、KPI^{※1}を設定するほか、PDCAサイクル^{※2}による進捗管理を行います。

※1 KPI=目標に対する達成の度合いを測るために置かれる指標のこと。

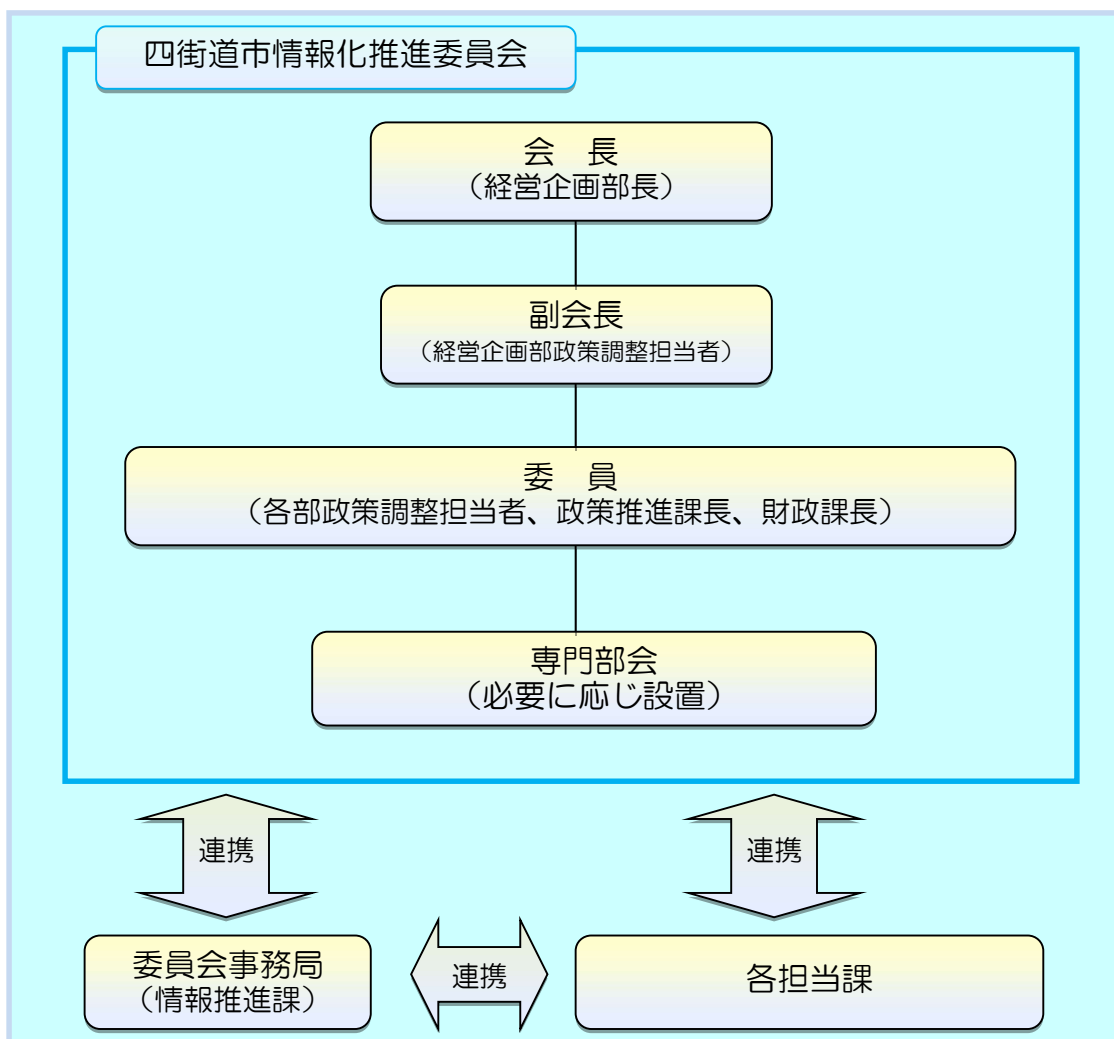
※2 PDCA サイクル=Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと。

6.計画の推進体制

国の「自治体DX推進計画」など、コロナ禍において加速していくデジタル化に対応するため、本計画の策定や本市の情報化の推進にあたっては、庁内横断的な取り組みが重要であることから、最高情報統括責任者（CIO）である経営企画部長を会長とし、各部の政策調整担当者等を委員とした「四街道市情報化推進委員会」を設置しています。

また、当該委員会では、専門的な事項を協議するため、必要に応じ、専門部会を設置することができるなど、多角的な観点で検討・協議を行い、本市の情報化を円滑かつ強力に推進していきます。

（推進体制）



7.国・県における情報化施策の動向

(1) 国の動向について

1990年代後半より、インターネットや携帯電話などの情報通信技術が急速に普及する中、国では、平成12年に情報通信技術戦略本部が設置され、「IT基本法」が制定されて以降、「e-Japan 戦略」を始めとした様々な国家戦略等を掲げ、インフラ整備、ICT^{※1}やデータ利活用の推進を通じて、デジタル化を推進してきました。

近年においては、平成28年に「官民データ活用推進基本法」が成立し、データ流通環境の整備や行政手続のオンライン利用の原則化など、官民データの活用資する各種施策の推進が政府の取り組みとして義務付けられました。平成29年には同法及び「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」に基づく取り組みを具体化するものとして、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画^{※2}」（以下「IT宣言・官民データ計画」という。）が策定されています。

特に、IT宣言・官民データ計画の重点分野の一つであるデジタル・ガバメント^{※3}分野における取り組みについては、平成29年に「デジタル・ガバメント推進方針」が策定され、当該方針では、本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととされており、この方向性を具体化し、実行することによって、安全・安心かつ公平・公正で豊かな社会を実現するための計画として、平成30年に「デジタル・ガバメント実行計画^{※4}」が策定されました。

その後、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、令和2年に「自治体DX推進計画^{※5}」として策定されました。

※1 ICT=Information and Communication Technology の略。情報技術や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

※2 資料参照（P17）

※3 デジタル・ガバメント=デジタル技術の活用と官民協働によって行政サービスを見直し、行政のあり方そのものをデジタル社会に対応したものに革新させていくという政府による取り組みのこと。

※4 資料参照（P18）

※5 資料参照（P19）

同計画の策定以降、令和3年には、デジタル化による地域活性化を図るため、地方のデジタル実装の取り組みの推進等を行う、「デジタル田園都市国家構想」を新たに掲げ、また、令和4年には、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定されるなど、デジタル技術の発展とともに、デジタル化に関する動向は著しく変化しています。

(2) 県の動向について

県では、人口減少・少子高齢化等に対応し、持続的な発展を実現するためには、飛躍的に発展しているデジタル技術の効果的な利活用が不可欠であることから、県と県内市町村、企業、研究機関等の様々な主体がそれぞれの強みを活かし、取り組むことを目指す「県民の暮らしを豊かにする千葉県 ICT 利活用戦略」を令和元年に策定し、現在、「自治体DX推進計画」の理念を反映するための見直しに着手したところです。

このほか、県が主体となり運営する「千葉県DX推進協議会」においては、産官学民が協力連携し、個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現及び住民福祉の向上に寄与することを目的に情報交換会などを開催し、県内のDX推進に努めています。

また、県内市町村が個別に設置しているWebサーバ等の監視対象を県と県内市町村が協力して集約し、監視及びログ分析・解析をはじめ高度なセキュリティ対策を行っている「千葉県自治体情報セキュリティクラウド」の再構築を行い、令和4年10月より「第二期千葉県自治体情報セキュリティクラウド」として運用を開始し、更なる情報セキュリティの強化を図りました。

第2章 基本方針

デジタル技術を活用した質の高い行政運営の推進に向け「市民の利便性向上」及び「業務の効率化」に取り組みます。

1. 基本方針の考え方

基本方針は、4つの基本目標及びその取り組みに分類し、本市の情報化を推進する上での指針となるものです。

2. 4つの基本目標

① 市民の利便性向上

～行政サービスについて、デジタル技術を活用して、市民の利便性を向上させる～

進化が著しいデジタル技術の活用により、市民が行政サービスの利便性向上を実感できるよう取り組みを進めます。

特に、市民の利便性向上という観点から、行政手続のオンライン化について、優先して進めます。

② 行政運営の効率化

～人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げるため、デジタル技術の活用による業務の効率化を図る～

定型的な業務の効率化については、自治体情報システムの標準化・共通化のほか、業務プロセスの見直しを行うなど、根本的な対応策を検討し、その上で

※1 AI^{※1}やRPA^{※2}の利用による自動化を行い、職員でなければできない業務に注力できる環境整備を進めます。

※1 AI＝Artificial Intelligence の略。人工知能。言葉の理解や問題解決など人の知的な振る舞いを模倣するコンピュータシステムのこと。

※2 RPA＝Robotic Process Automation の略。人間がコンピュータ上でやっている定型作業を、ロボットで自動化すること。

③ 情報基盤等の持続化・最適化

～情報セキュリティ対策の徹底や庁内ネットワーク環境の再構築を行い、強固な情報基盤を確立する～

本市が調達する様々な情報システムや端末等の機器について、サイジング^{※1}の最適化、無駄の排除、情報セキュリティの確保といった複数の視点からガバナンス^{※2}を強化します。

また、県や近隣自治体のほか、関係機関との連携を密にするなど、市民に信頼される強固な情報セキュリティの確保に努めます。

④ 人材育成

～職員のデジタル・リテラシー^{※3}や情報セキュリティ意識の向上を図り、デジタル社会に対応した人材育成を行う～

デジタル技術を活用した市民の利便性向上や業務の効率化を進めるために、職員全体のデジタル・リテラシーの向上を図ります。

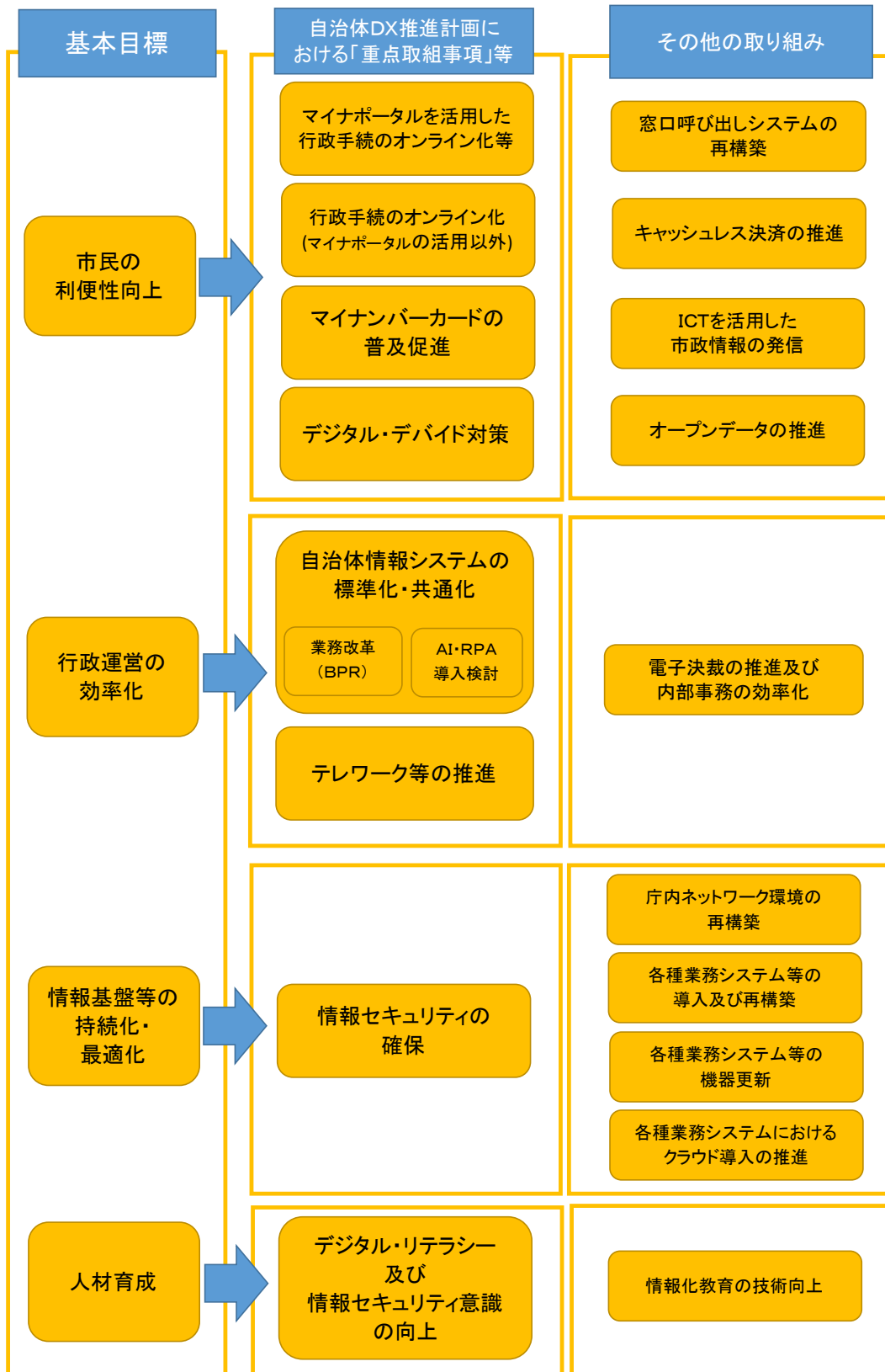
また、サイバー攻撃などの脅威から市民を守るために、職員全体の情報セキュリティ意識の向上を図るなど、デジタル化に対応するための人材育成を行います。

※1 サイジング＝システム等について適切な規模に拡張や縮減すること。

※2 ガバナンス＝健全な企業経営を目指す、企業自身による管理体制。

※3 デジタル・リテラシー＝デジタル技術を理解して適切に活用するスキルのこと。

3. 基本目標の体系



4.情報セキュリティ及び個人情報の適正な取り扱いの確保

本計画の実施にあたっては、「サイバーセキュリティ基本法」、「サイバーセキュリティ戦略」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「四街道市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な運用を図ります。

また、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報の保護」と「データ流通」の両立等が要請される中、国は、地方公共団体ごとの個人情報保護条例の規定や運用の相違による保護水準の不均衡を是正することなどを目的とし、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」の改正を行い、令和5年4月から施行されます。

この改正により、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等において、これまで別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の取り扱いが、同一の法の規律によって取り扱われることとなります。

今後も各種法令やガイドラインに基づき、情報セキュリティを確保するとともに個人情報の適正な取り扱いを遵守し、市民の皆さんに安心いただけるデジタル社会の構築に努めます。

第3章 情報化の取り組み状況

第2章「基本方針」中、「4つの基本目標」についての現状と今後の取り組み内容については下記のとおりです。

1. 市民の利便性向上

～行政サービスについて、デジタル技術を活用して、市民の利便性を向上させる～

◎現状・・・ 行政手続のオンライン化については、国の「デジタル・ガバメント実行計画」で示す「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」を中心にオンライン化に取り組んでいます。

(国が示す手続のうち、オンライン化済の行政手続)

| | 手続内容 | 国が示す優先的な手続数 | オンライン化した手続数 |
|-------------------------------|---|----------------|-------------|
| オンライン化した行政手続 (マイナポータル活用) | ・子育て関係(児童手当等の現況届等) | 15 | 15 |
| | ・介護関係(要介護・要支援認定の申請等) | 11 | 11 |
| | ・被災者支援関係(罹災証明書の発行申請) | 1 | 1 |
| オンライン化した行政手続 (マイナポータル活用以外) | ・図書館の貸出予約等 ・文化・スポーツ施設等の利用予約 ・入札、他 | 16 (市該当分のみ) | 7 |

※第10次四街道市情報化推進計画アクションプラン「1-1 行政手続のオンライン化」にある図表1を元に、令和4年度末までの現状を示したものです。

◎今後・・・ 国が示す「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」を推進するとともに、その他手続のオンライン化についても拡充を図り、「行かない」「書かない」「待たない」など、便利な行政サービスの実現を目指し、併せて、窓口業務の見直しを含めた業務改革(BPR)^{※1}にも取り組みます。

(推進する個別事業)

- ①マイナポータルを活用した行政手続のオンライン化等
- ②行政手続のオンライン化(マイナポータルの活用以外)
- ③マイナンバーカードの普及促進
- ④デジタル・デバイド対策
- ⑤窓口呼び出しシステムの再構築
- ⑥キャッシュレス決済の推進
- ⑦ICTを活用した市政情報の発信
- ⑧オープンデータの推進

※1 BPR=Business Process Reengineering の略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、業務プロセス全体について再設計すること。

2. 行政運営の効率化

～人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げるため、デジタル技術の活用による業務の効率化を図る～

◎現状・・・ 国の「自治体 DX 推進計画」に基づく、自治体情報システムの標準化・共通化に向け、対象となる20業務のシステムについては、現状のシステムと標準仕様のシステムとの比較等を行うなど、標準化・共通化に向けた取り組みを進めています。

◎今後・・・ 自治体情報システムの標準化・共通化の対象となる20業務については、令和7年度末までに国が示す標準仕様に基づいた新システムの構築を行います。

併せて、標準化・共通化された新システムを前提とした業務改革（BPR）や定常業務へのAI・RPAの導入検討なども進めます。

（推進する個別事業）

- ①自治体情報システムの標準化・共通化
- ②テレワーク等の推進
- ③電子決裁の推進及び内部事務の効率化

3. 情報基盤等の持続化・最適化

～情報セキュリティ対策の徹底や庁内ネットワーク環境の再構築を行い、強固な情報基盤を確立する～

◎現状・・・ 情報セキュリティ対策については、「四街道市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な運用を図っており、各種業務システム等の導入にあたっては、「四街道市情報システム調達基本指針」に基づき、組織横断的、長期的な視点での費用対効果、特定ベンダーに偏らない導入形態の適正化及び運用におけるライフサイクルコストを検証の上、調達しています。

また、庁内ネットワークに係る機器等のハード面については、設置から5年以上が経過しており、現在、障害等が発生した場合は、その都度、修繕等により機器等の延命措置を行っているところですが、安定的な業務を行うために全庁的な機器等の更新が必要な状況です。

◎今後・・・ 情報セキュリティについては、国の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、「四街道市情報セキュリティポリシー」の見直しを行うなど、ネットワーク環境等の変化に対応した強固な情報セキュリティの確保に努めます。

各種業務システム等の導入にあたっては、「四街道市情報システム調達基本指針」に基づき、サイジングの最適化や無駄の排除といった複数の視点から調達します。

また、庁内ネットワーク機器等のハード面の更新については、更新作業等を効率的に行うため、庁舎整備事業のスケジュールを考慮し実施します。

(推進する個別事業)

- ①情報セキュリティの確保
- ②庁内ネットワーク環境の再構築
- ③各種業務システム等の導入及び再構築
- ④各種業務システム等の機器更新
- ⑤各種システムにおけるクラウド導入の推進

4. 人材育成

～職員のデジタル・リテラシーや情報セキュリティ意識の向上を図り、デジタル社会に対応した人材育成を行う～

◎現状・・・ 全ての職員が、地方公共団体情報システム機構が提供する「eラーニング」研修を実施し、デジタル・リテラシーの向上及び情報セキュリティ意識の向上を図っています。

◎今後・・・ 「eラーニング」を活用した研修のほか、業務改善力やICT活用能力の向上など、多面的な視点で、必要に応じ、様々な研修を実施し、職員のスキルアップを図り、必要とされるデジタル・リテラシーや情報セキュリティを修得した人材の育成を図ります。

(推進する個別事業)

- ①デジタル・リテラシー及び情報セキュリティ意識の向上
- ②情報化教育の技術向上

資料

四街道市の情報化の歩み（平成23年度～令和4年度）

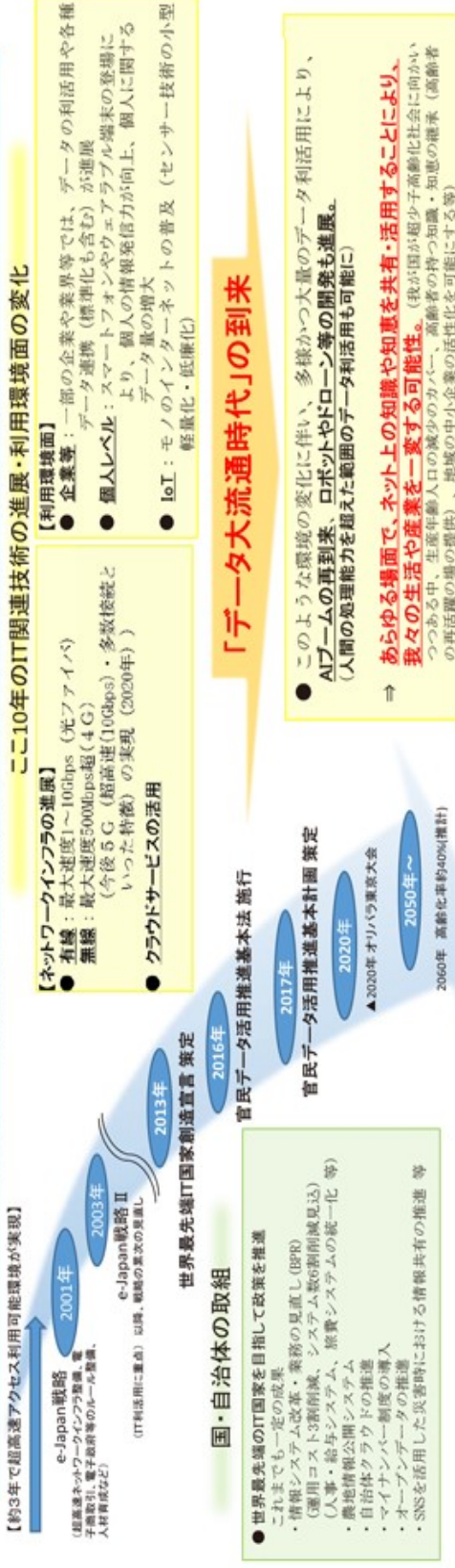
| 年度 | 経 緯 |
|----------|---|
| 平成 23 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・システム運用開始 - モバイルレジ（税金・保険料の納付） - 例規検索システム「SUPER-REIKI-BASE」（ASP サービス） - 学童保育システム - 期日前・不在者投票・当日投票・選挙人名簿管理システム - ネットワーク管理システム「SkySea Client View」 - 住民税課税資料ファイリングシステム ・四街道市情報システム調達基本指針策定 ・イントラネットパソコン USB デバイス制限 |
| 平成 24 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・システム運用開始 - 図書館予約システム - メール配信サービス「よめーる」（ASP サービス） - eLTAX（法人市民税・給与支払報告書） ・緊急時対応マニュアルを情報システム BCP として位置付け |
| 平成 25 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・システム運用開始 - デジタルサイネージ「でじなびくん」リニューアル（CyberSignage） - グループウェア「公開羅針盤+C」（LGWAN-ASP サービス） - 法改正に伴う障害者総合支援システム - 障害福祉総合システム - 健康管理システム「健康かるて」 - 動画配信システム（MS-Azure によるクラウド化） - 下水道受益者負担金システム ・消防・救急無線システムのデジタル化 ・ちば消防共同指令センター指令管制システムの運用開始に伴う消防業務支援システムとのデータ連携開始 ・イントラネットサーバ・端末の仮想化及びクラウド移行に関する業者選定（プロポーザル）実施 ・外国人住民票コード付番開始 ・戸籍副本データ LGWAN 接続 ・オープンソース「LibreOffice」試行運用開始 ・プリンタ運用変更（イントラネット・基幹系間の統合・共有化、複合コピー機のイントラネット接続） ・第三次 LGWAN 移行 ・次のイントラネット系サーバを廃止し、クラウドサービスに移行（グループウェアサーバ、指紋認証サーバ、ファイル共有サーバ、DNSサーバ、バックアップ管理サーバ、プロキシサーバ、秘書システムサーバ、動画配信（外部）サーバ、動画配信（内部）サーバ、外部 DNS サーバ、外部メール（ウイルス管理）サーバ、SKY サーバ） ・イントラネット系パソコンを縮小し、仮想クライアント端末に移行開始（560 台対象） |

| 年度 | 経 緯 |
|----------|--|
| 平成 26 年度 | <ul style="list-style-type: none"> • システム運用開始 - 共通宛名連携システム - ひとり親家庭医療費助成システム - 償却資産一品投入システム - 学齢簿システム - 地方税ポータルシステム（固定資産税） - 図書館システム • 財務会計システムのホスティング化 |
| 平成 27 年度 | <ul style="list-style-type: none"> • システム運用開始 - 共通宛名連携システム - 人事総合システム「LAPiS」 • イン트라ネットシステムのシンクライアント整備完了 • 住民情報システムをクラウド化 • 住民基本台帳ネットワークの番号制度対応 |
| 平成 28 年度 | <ul style="list-style-type: none"> • システム運用開始 - 外部記憶媒体利用制限（マイナンバー利用事務系） - 建築積算システム - ネットワーク型図書館管理システム - 企業会計システム - 介護保険事業者台帳システム - 財務会計システム（公会計対応） - 幼稚園奨励費補助金システム - 健康管理システム（マイナンバー対応） - 生活保護システム（マイナンバー対応） - 二要素認証システム（マイナンバー利用事務系） |
| 平成 29 年度 | <ul style="list-style-type: none"> • システム運用開始 - 地図情報共有システム「ALANDIS-NEO」（LGWAN-ASP サービス） - 建築積算システム - 子育てワンストップサービス（マイナポータル） • 情報系ネットワーク強靱化対応（情報系・インターネット接続系の分離、仮想化インターネットブラウザ運用開始、等） |
| 平成 30 年度 | <ul style="list-style-type: none"> • システム運用開始 - レセプト管理システム（LGWAN-ASP サービス） - 議会議員用タブレットシステム • 第四次 LGWAN 移行 |
| 令和元年度 | <ul style="list-style-type: none"> • 元号切替対応 • システム運用開始 - 市営住宅料管理システム • イン트라ネット管理サーバの一部を最適化（パソコン管理サーバのデータセンター事業者変更、AD サーバのクラウドサービス化） |
| 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> • 新型コロナウイルス対策として次の環境整備を実施 - 分散勤務環境（文化センター、保健センター、企業庁舎） - Web 会議環境（庁内一部会議室、およびモバイル Wi-Fi における Web 会議） - テレワーク環境（クラウド環境リモート接続） - チャットツール「LoGo チャット」 |

| 年度 | 経 緯 |
|---------|--|
| 令和 3 年度 | <ul style="list-style-type: none"> • キャッシュレス決済の導入 • 高齢者向けスマートフォン講習会の開催 • オンライン学習 PC 購入支援事業補助金 • 地図情報システムの利用拡大（市民・事業者向けの地図情報の公開） • シンクライアント総入れ替え • 戸籍システムのクラウド化 • 家屋評価システムのクラウド化 |
| 令和 4 年度 | <ul style="list-style-type: none"> • 引越しワンストップ導入（転出届、転入予約等） • マイナンバーカード出張申請受付 • 外国人窓口対応機器導入（AIによる翻訳機） • デジタル・デバイド向けスマートフォン講習会の開催 • オンライン学習 PC 購入支援事業補助金 • スマートフォン普及促進助成金 • 第二期千葉県自治体情報セキュリティクラウドへの移行 • 公会計システムの再構築（クラウド化含む） • 画面読み上げソフトウェア導入（視覚障害のある職員向け） |

世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 概要

第1部 IT戦略の新たなフェーズ（「データ」がヒトを豊かにする社会の実現） ～官民データ活用推進基本計画による世界最先端IT国家の創造～



「データ」がヒトを豊かにする社会(官民データ活用社会)の実現

「官民データ活用推進基本計画」

我が国が超少子高齢社会になりつつある中、集中的に対応すべき諸課題(経済再生・財政健全化、地域活性化、安全・安心の確保)を踏まえ、**8分野(①電子行政 ②健康・医療・介護 ③観光 ④金融 ⑤農林水産 ⑥ものづくり ⑦インフラ・防災・減災等 ⑧移動)を重点分野に指定** 将来的には分野横断的なデータ連携を見据えつつ、2020年を一つの区切りとした上で、分野ごとに重点的に講ずべき施策を推進

- データ連携やAI等の活用により、個人の状態に応じた効果的・効率的で **高品質な健康・医療・介護サービス**を実現し、生涯現役社会を創出
- データを活用することで、生産性を向上し、儲かる農業を創出
- **ダイナミック・マップ**など官民のデータの連携や制度整備を通じて **自動運転を実現し、世界一安全で円滑な交通社会を創出**

「官民データ活用推進基本計画」の策定・推進により、全ての国民がIT・データの利活用を意識することなく、便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会のモデルを世界に先駆け実現

(※国際機関、民間事業者、団体等がとりまとめるIT関連の各種ランキンングにおいて、世界最先端を目指す。)

※令和3年版情報通信白書 総務省より

【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要

- ▶ デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～
- ▶ デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込むデジタル・ガバメントの取組を加速

サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底

- ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドユーザーで考える等の「サービス設計12箇条」に基づき、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス
- ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される「行政サービスの100%デジタル化」の実現
- ✓ 業務改革（BPR）を徹底し、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析

国・地方デジタル化指針

- 「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告（工程表含む）」に基づき推進
- ✓ 国・地方の情報システムの共通基盤となる「(仮称)Gov-Cloud」の仕組みの整備
- ✓ ワンス・オンリー実現のための社会保険・税・災害の3分野以外における情報連携やフュージョン通知の検討、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し
- ✓ 国・地方のネットワーク構造の抜本的見直し（高速・安価・大容量）
- ✓ 自治体の業務システムの標準化・(仮称)Gov-Cloud活用
- ✓ 強力な司令塔となるデジタル庁設置、J-LISを国・地方が共同で管理する法人へ転換
- ✓ 公金受取口座を登録する仕組み、預貯金付番を円滑に進める仕組みの創設
- ✓ マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書暗証番号の再設定、郵便局においても可能に、未取得者への二次元コード付きカード交付申請書の送付、各種カードとの一体化（運転免許証、在留カード、各種の国家資格等）
- ✓ マイナンバーのUX・UI改善（全自治体接続等）、情報ハブ機能の強化
- ✓ 個人情報保護法制の見直し（法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減）
- ✓ 戸籍における読み仮名の法制化（カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化）

デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外）

- ✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備
- ✓ クラウドサービスの利用の検討の徹底、セキュリティ評価制度（ISMAP）の推進
- ✓ 情報セキュリティ対策の徹底・個人情報保護、業務継続性の確保
- ✓ 新たなデータ戦略に基づき、ベースレジストリ（法人、土地等に關する基本データの整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等）を推進

※本計画は、デジタル手法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

一元的なプロジェクト管理の強化等

- ✓ デジタル庁の設置も見据え、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における一元的なプロジェクト管理を強化
- ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等のため、情報システム関係予算の一括計上の対象範囲を拡大（全システム関係予算のデジタル庁一括計上を検討）
- ✓ 機動的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行
- ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減を目指す（令和2年度比）
- ✓ 外部の高度専門人材活用の仕組み、公務員試験によるIT人材採用の仕組みを早期に導入

行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等

- ✓ 書面・押印・対面の見直しに伴い、行政手続のオンライン化を推進
- ✓ 登記事項証明書（情報連携開始済）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携により、順次、各手続における添付書類の省略を実現
- ✓ 子育て、介護、引越、死亡・相続、企業が行う従業員の社会保険・税及び法人設立に関する手続についてワンストップサービスを推進
- ✓ 法人デジタルプラットフォームの機能拡充による法人等の手続の利便性向上

デジタルデバйд対策・広報等の実施

- ✓ 身近なところで相談を受けるデジタル活用支援員の仕組みを本格的に実施
- ✓ SNS・動画等による分かりやすい広報・国民参加型イベントの実施

地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- ✓ 自治体の業務システムの標準化・共通化を加速（国が財源面を含め支援）
- ✓ マイナンバーの活用等により地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化を推進
- ✓ 「自治体DX推進計画」に基づき自治体の取組を支援
- ✓ クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化を推進
- ✓ 「地域情報化アドバイザー」の活用等によるデジタル人材の確保・育成

※政府CIOポータルより

自治体DX推進計画 概要

1. 自治体におけるDX推進の意義

- 新型コロナウイルス対応において、様々な課題が明らかとなったことから、デジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、**制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められている。**
- 政府が示す目指すべきデジタル社会のビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現のためには、**住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要。**
- 自治体においては、まずは、
 - ・ 自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、**住民の利便性を向上させるとともに、**
 - ・ デジタル技術やAI等の活用により**業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの上昇に繋げていく**ことが求められる。
- さらに、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、**EBPM等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出される**ことが期待される。

2. 自治体DX推進計画策定の目的

- 「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、**国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある。**
- このため、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、**自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具**体化するとともに、**総務省及び関係省庁による支援策等**をとりまとめ、「自治体DX推進計画」※として策定。 ※計画期間（R3.1～R8.3）

3. 推進体制の構築

- ・ 組織体制の整備（全庁的・横断的な推進体制）
- ・ デジタル人材の確保・育成
- ・ 計画的な取り組み
- ・ 都道府県による市区町村支援

4. 重点取組事項

- ・ 自治体情報システムの標準化・共通化
- ・ マイナンバーカードの普及促進
- ・ 行政手続のオンライン化
- ・ AI・RPAの利用推進
- ・ テレワークの推進
- ・ セキュリティ対策の徹底

5. その他の取組事項

- ＜自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項＞
 - ・ 地域社会のデジタル化
 - ・ デジタルデバйд対策
- ＜その他（※デジタル・ガバメント実行計画記載の事項）＞
 - ・ BPRの取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）
 - ・ オープンデータの推進
 - ・ 官民データ活用推進計画策定の推進

※総務省「自治体DX全体手順書」より

第 11 次四街道市情報化推進計画
基本方針

令和 5 年 3 月

発行 四街道市
〒284-8555
千葉県四街道市鹿渡無番地
TEL 043-421-2111 (代表)
編集 経営企画部情報推進課